

相談者（Aさん） 町の健康福祉課長をしていますが、最近公益法人についての相談を受けることがあります。今日はこの制度の概要について教えて下さい。

弁護士 現在の公益法人制度は、平成二〇年一月一日施行のいわゆる公益法人改革三法によって大きく改革されたものです。それまでも、旧民法によって社団法人、財団法人という公益法人制度が存在していましたが、明治二九年という古い時期に作られたものであり、時代遅れになっていました。旧制度は、

①主務官庁制が取られていて、新規設立が困難で、「公益性」の判断が不明瞭であること、
②営利法人と類似した、本来公益とはいえない法人が混在していること、③多様化している社会のニーズに応えることができなくなっていること等が指摘されてきました。新しい公益法人制度は主務官庁制を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離することにしました。その結果、一般法人の法人格は登記のみで設立することが可能になり（準則主義）、それが公益法人を目指す場合には、明確化された公益認定基準を満たすと認定されることを要件としたのです。

Aさん 新しい制度施行時に既に旧公益法人だった場合には、どのような経過措置が取られたのですか。

弁護士 これまでの旧公益法人のために、施

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第74回

公益法人制度と そのガバナンス 1

弁護士 旧公益法人は二万四三一七法人があり、そのうち二万七二九法人が移行申請を行いました。その結果、公益法人に移行できたのは九〇五〇法人（社団三九六七・財団五〇八三）、一般法人に移行したのは一万一六七九法人でした。三五八八の法人は移行申請を行わずに解散・合併となりました。

Aさん 公益性の判断は誰が行うのですか。

弁護士 国の内閣府及び各都道府県に、民間有識者の合議によって審査する機関が設けられており、そこに諮問して、答申を受けて決定がなされます。宮城県にも五名の委員からなる公益認定等委員会が設置されています。この委員会は設立の際の公益性の審査と同時に、運営が始まってから問題を生じた場合々に、勧告・是正・公益認定の取消といった監督面にも関与することになっています。

Aさん これまでの経緯は大体解りましたので、次に公益法人がどのような基準を満たすことを要求されているのかについて教えて下さい。

弁護士 大きく、二つの基準が課されています。一つは公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準、二つ目は公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準です。いずれも法人の信頼性を保証するための認定基準です（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律五条）。

行時から五年間（平成二五年一月三〇日まで）の移行期間を設け、この間に新たな公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行の申請を行うこととし、申請がない場合には解散したとみなされることとされました。

Aさん どれ位の移行申請がなされて、その結果はどうなったのですか。

公益性については、次のようなことが要求されています。

- ①公益目的事業を行うことを主たる目的とすること―公益目的事業比率が五〇%以上
- ②社員、理事といった特定の者に特別の利益を与えないこと
- ③公益目的事業に係る収入が、その事業に要する適正な費用を償う額を超えないこと
- ④遊休財産額が一年分の公益事業費用額を超えないこと―財産をため込まないこと
- ⑤理事・監事等に対する報酬等については不当に高額なものにならないように支給基準を定めること
- ⑥他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有しないこと

Aさん 営利ではなく、公益目的であるという原則は良く解りますが、③の収入が費用を超えないということになると、運営の安定性が確保されないリスクが出てきませんか。

弁護士 ③は収支相償と呼ばれ、平たくいうと公益法人では黒字を出してはいけないということですが、世間の常識とは大きく違うとして、疑問の声が上がっています。Aさんの指摘する運営の安定性・体力という面からの批判、そして黒字を避けるために不必要な支出をすることに繋がるというモラルハザードの面からの批判です。今後こうした声が運用にどのように反映していくのか注目されています。



る問題です。

Aさん 次のガバナンスは、最近では企業でも、意思決定や合意形成のシステムをどうするかという意味で使われている用語ですね。

弁護士 ガバナンスについては、次のようなことが要求されています。

- ①公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎・技術的能力を有していること
- ②理事及び監事のうち親族等や密接な関係にある者の合計数が三分の一を超えないこと
- ③公益目的事業を行うために不可欠な財産があるときは、その維持や処分制限について定款で定めること

④公益認定の取消や解散したときには、残余財産を公益目的の団体に贈与する旨を定款で定めること

Aさん ①の経理的基礎・技術的能力を有しているという要件について、もう少し具体的に教えて下さい。

弁護士 経理的基礎とは、公益目的事業を行うにあたって財務状況が健全であること、財産の管理・運用にあたって法人の役員が適切に関与すること、情報開示の適正性が経理事務の精通者によって確保されていることの三点となります。技術的能力とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材や設備を保有しているということです。

Aさん ②の三分の一要件は、人的な繋がりを限定していかないと、公益ではなく私益に向かうリスクがあるということでしょうか。

弁護士 そのとおりです。公益法人が特定の人たちに私物化されるという事件が惹起した旧制度時代の反省から規定されたものです。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)
 弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
 東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員